

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)……………一
- ……(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………二
- ……(都市整備局市街地整備部再開発課)……………二
- 建築基準法による一団地の区域の認定取消し……………三
- ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………三
- 建築基準法による道路位置の指定の変更……………三
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………三
- 介護老人保健施設の開設許可……………三
- ……(福祉保健局高齢社会対策部施設支援課)……………三
- 介護老人保健施設の廃止……………三
- ……(同)……………三
- 保安林の指定……………三
- ……(産業労働局農林水産部森林課)……………三
- 技能検定員審査の実施……………三
- 教習指導員審査の実施……………四

告示

●東京都告示第千五百六号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の

規定による行政処分について、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項及び宅地建物取引業法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 平成三十年十一月十九日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 由企画株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 村上 範行

(三) 主たる事務所の所在地 国分寺市南町二丁目一番四十二号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇八〇六号

(五) 免許年月日 平成二十六年八月七日

一 日時 平成三十年十一月十九日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社ランドクリエーション

(二) 代表者氏名 代表取締役 杉山 浩章

(三) 主たる事務所の所在地 世田谷区船橋一丁目十七番五号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九〇八五五号

(五) 免許年月日 平成二十六年八月二十一日

一 日時 平成三十年十一月十九日 午後四時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 東京創建株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 岩藤 潤悦

(三) 主たる事務所の所在地 江戸川区鹿骨二丁目三十七番十一号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九二〇三四号

(五) 免許年月日 平成二十七年八月六日

一 日時 平成三十年十一月二十日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社Yak Corporation

(二) 代表者氏名 代表取締役 鳴瀧 泰史

(三) 主たる事務所の所在地 武蔵野市西久保一丁目六番三号

(四) 免許証番号 東京都知事(2)第九三五一号

(五) 免許年月日 平成二十八年十月二十一日

一 日時 平成三十年十一月二十日 午後三時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社エムレッジ

(二) 代表者氏名 代表取締役 清水 秀昭

(三) 主たる事務所の所在地 豊島区池袋二丁目五十一番九一三〇五

- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九七三七七七号
- (五) 免許年月日 平成二十七年一月十六日

●東京都告示第千五百七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成三十年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 日時 平成三十年十一月十六日 午後二時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局住宅政策推進部聴聞室
- 三 被聴聞者
 - (一) 商号 株式会社F I T
 - (二) 代表者氏名 代表取締役 細川 伸一
 - (三) 主たる事務所の所在地 新宿区新宿四丁目三番十五号
 - (四) 免許証番号 東京都知事(3)第八九六九六号
 - (五) 免許年月日 平成三十年九月十二日

●東京都告示第千五百八号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

平成三十年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 組合の名称 東京都知事 小 池 百合子
- 二 事業施行期間 虎ノ門・麻布台地区市街地再開発組合

平成三十年三月二十七日から平成三十五年九月三十日まで

三 施行地区

港区虎ノ門五丁目、麻布台一丁目及び六本木三丁目各
地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区虎ノ門五丁目八番六号
平成三十年三月二十七日

五 変更の内容

事務所の所在地を港区麻布台一丁目七番三号に変更する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

平成三十年十一月二日

●東京都告示第千五百九号

平成十一年東京都告示第八百五十一号により告示した一団地等の区域について、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の五第二項の規定による認定の取消しをしたので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

認定を取り消した一団地等の区域の地名地番及び取消年月日

認定を取り消した区域の地名地番 取消年月日
江東区新砂一丁目六百二十四番七十八 平成三十年十月
及び七百八十九番五 二十三日

●東京都告示第千五百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年十月十日	福生市大字熊川字武蔵野千四百十一番十路の一部	延長 七・七一 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千五百十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十四条第一項の規定により介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護保健施設サービス

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	開設許可年月日
医療法人社団 健育会	介護老人保健施設 ライフサポートひなた	練馬区氷川台二丁目十四番三号	平成二十七年五月一日
医療法人社団 葵会	介護老人保健施設 葵の園・椿	足立区椿二丁目三番一号	平成二十七年九月一日
医療法人社団 川満恵光会	介護老人保健施設 みんなの笑顔	練馬区東大泉五丁目二十九番十三号	平成二十七年十二月一日
医療法人社団 葵会	介護老人保健施設 葵の園・羽村	羽村市栄町三丁目三番十号	平成二十八年四月一日
医療法人社団 和光会	介護老人保健施設 和光の園	大田区大森西四丁目十二番一号	平成二十八年七月一日
医療法人財団 青葉会	介護老人保健施設 ホスピア喜多見	世田谷区喜多見三丁目四番三十号	平成二十八年十月一日
医療法人社団 健育会	介護老人保健施設 ライフサポートねりま	練馬区大泉学園町七丁目三番二十八号	平成二十九年四月一日
医療法人徳寿会	介護老人保健施設 プラチナ・ヴィラ東大和	東大和市芋窪六丁目千二百八十四番地一	同日
医療法人社団 善仁会	南池袋介護老人保健施設アバンセ	豊島区南池袋四丁目六番一号	平成二十九年九月一日
医療法人社団 日成会	介護老人保健施設音羽えびすの郷	文京区音羽一丁目二十二番十四号	平成三十年三月一日
医療法人社団	介護老人保健	昭島市昭和町	同日

珠泉会 施設アゼリア 四丁目六番二 アネックス 号

公益財団法人 介護老人保健 品川区北品川 平成三十年 河野臨牀医学 施設ソピア御 五丁目二番一 六月一日 研究所 殿山 号

医療法人杏林 医療法人杏林 会 介護老人保健 施設アゼリア 野

会 介護老人保健 施設アゼリア 野

●東京都告示第千五百十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十九条第二項の規定により介護老人保健施設の廃止の届出があったので、同法第百四条の二第二号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百三十七条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護保健施設サービス

開設者の名称 施設の名称 施設の所在地 廃止年月日

東京ほくと医療 介護老人保健 北区東十条二 平成二十九年三月三十日 療生活協同組合 施設 ほくと 丁目八番五号 一日

●東京都告示第千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年十一月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所
新島村字宮塚山三七六番（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び新島村役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第371号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

平成30年11月2日

東京都公安委員会
委員長 渡 邊 佳 英
記

<p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(2) 中型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(3) 準中型自動車免許技能検定員審査</p> <p>(4) 普通自動車免許技能検定員審査</p> <p>(5) 大型特殊自動車免許技能検定員審査</p> <p>(6) 大型自動二輪車免許技能検定員審査</p> <p>(7) 普通自動二輪車免許技能検定員審査</p> <p>(8) 牽引^{けんいん}免許技能検定員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p> <p>ウ 技能検定の実施に関する知識</p> <p>エ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第2項又は附則第3条第1項第1号若しくは第2号のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成30年12月3日（月曜日）から同月7日（金曜</p>	<p>日）までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）</p> <p>イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成30年11月15日（木曜日）及び同月16日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三丁目1番地の1）</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、平成30年11月5日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許技能検定員審査、中型自動車免許技能</p>	<p>検定員審査又は準中型自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には23,400円、普通自動車免許技能検定員審査を受けようとする者には19,500円、その他の種類の技能検定員審査を受けようとする者には14,700円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具</p> <p>(ア) 黒色又は青色のボールペン</p> <p>(イ) 赤色のボールペン</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車の運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課</p> <p>電話 03 (3581) 4321 内線7250-5264</p> <p>-----</p> <p>●東京都公安委員会告示第372号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p>
---	---	---

<p>平成30年11月2日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査 (2) 中型自動車免許教習指導員審査 (3) 準中型自動車免許教習指導員審査 (4) 普通自動車免許教習指導員審査 (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査 (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査 (7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査 (8) 牽引免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p>		<p>平成30年11月2日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 渡 佳 英</p> <p>1 審査の種類</p> <p>(1) 大型自動車免許教習指導員審査 (2) 中型自動車免許教習指導員審査 (3) 準中型自動車免許教習指導員審査 (4) 普通自動車免許教習指導員審査 (5) 大型特殊自動車免許教習指導員審査 (6) 大型自動二輪車免許教習指導員審査 (7) 普通自動二輪車免許教習指導員審査 (8) 牽引免許教習指導員審査</p> <p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>受けようとする種類の審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示できる者であること。</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 教習に関する技能</p> <p>ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>ウ 学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をいう。)に必要な教習の技能</p> <p>(2) 教習に関する知識</p> <p>ア 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識</p> <p>イ 自動車教習所に関する法令についての知識</p>
<p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成30年12月3日(月曜日)から同月7日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成30年11月15日(木曜日)及び同月16日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお</p>	<p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成30年12月3日(月曜日)から同月7日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成30年11月15日(木曜日)及び同月16日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお</p>	<p>ウ 教習指導員として必要な教育についての知識</p> <p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項若しくは第4項又は附則第3条第1項第3号から第5号までのいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成30年12月3日(月曜日)から同月7日(金曜日)までの間のうち、申請書提出時において指定する日時</p> <p>(2) 場所</p> <p>警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時</p> <p>平成30年11月15日(木曜日)及び同月16日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課にお</p>
<p>いて、平成30年11月5日(月曜日)から配布する。</p> <p>ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7250-5264</p>	<p>いて、平成30年11月5日(月曜日)から配布する。</p> <p>ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7250-5264</p>	<p>いて、平成30年11月5日(月曜日)から配布する。</p> <p>ただし、日曜日及び土曜日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料</p> <p>大型自動車免許教習指導員審査、中型自動車免許教習指導員審査又は準中型自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては14,550円、普通自動車免許教習指導員審査を受けようとする者にあつては11,850円、その他の種類の教習指導員審査を受けようとする者にあつては9,650円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品及び服装</p> <p>(1) 携行品</p> <p>ア 運転免許証</p> <p>イ 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>(2) 服装</p> <p>自動車運転に支障のない服装</p> <p>9 合格証明書の交付</p> <p>合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先</p> <p>警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7250-5264</p>

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001